

「寒川町総合計画基本構想（案）策定及び寒川町自治基本条例一部改正」
のパブリックコメント実施結果

1 意見の募集期間 令和2年4月1日（水）～令和2年4月30日（木）

2 資料閲覧場所 町役場2階情報公開コーナー、町役場2階企画政策課窓口、
町ホームページ

※次の場所においても閲覧を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染防止のため閉館していたことから実施できませんでした。
町民センター、同センター分室、北部文化福祉会館、南部文化福祉会館、寒川総合図書館、健康管理センター、シンコースポーツ寒川アリーナ（寒川総合体育館）、

3 意見の提出状況 意見提出者数：9名、意見数：16件

4 意見の内訳 ①町総合計画について・・・2件
②まちの将来像について・・・2件
③基本目標第1章について・・・1件
④基本目標第2章について・・・1件
⑤基本目標第3章について・・・0件
⑥基本目標第4章について・・・1件
⑦基本目標第5章について・・・3件
⑧基本目標第6章について・・・1件
⑨自治基本条例について・・・5件
⑩その他について・・・・・・・・0件

※パブリックコメントの実施結果は、資料閲覧場所と同様の場所や町ホームページでご覧いただけます。

【問い合わせ】〒253-0196 寒川町宮山165

寒川町企画部企画政策課企画行革担当

電話：0467-74-1111（代表）FAX：0467-74-9141

e-mail：kikaku@town.samukawa.kanagawa.jp

①町総合計画について（2件）

ご意見 No. 1

総合計画は必要です。是非作成して欲しいと思います。

同時に自治基本条例第20条に規定している町民への総合計画説明会等を出来るだけ多くの機会を設け実施することを要望します。

今まで町は総合計画の策定時には町民に説明をしてきましたが、変更時点での計画変更の説明が不十分でした。今後20年間世の中予測出来ない事が発生する可能性は高いと思われます。それに伴い総合計画の変更もあると思いますのでよろしくお願い致します。

町の考え方・対応 No. 1

計画の修正：なし

寒川町総合計画の策定にあたっては、「みんなで作る総合計画」をスローガンに掲げ、基本構想（案）の策定に向け、町民向けにワークショップを9回、講演会（説明会も合わせて実施）を2回開催するなどし、多くの意見を反映した内容となっていると考えております。

しかしながら、ワークショップなどに来られなかった方々の意見は集められていないため、今後はご自身からご意見を発信していただけない方々の声なき声を集める方法を検討するとともに、計画策定時に限らず、定期的にワークショップを開催するなどして町民と町がコミュニケーションをとりながら進めてまいります。

ご意見 No. 2

総合計画2040のビジョンは過去10年3.11から始まり全国色々の場所で災害があり、まだ復興は出来ていない。これからの未来は何時、何処で何かが起きるのかわからないので2040のビジョンのプランは必要ない。

町の考え方・対応 No. 2

計画の修正：なし

ご指摘のとおり、未来は不確かなことが多く、計画どおりに進められない場合もございますが、ビジョンや計画は必要であると考えております。

ビジョンや計画を策定することについては、町民との合意形成、重点的に進める事業の明確化、行財政運営の強化などのメリットがあります。町民との合意形成につきましては、民意を反映した行政運営が図られるとともに、町内外の関係者に提示し合意形成を図ることで必要な支援や協力を得ることが出来ます。重点的に進める事業の明確化につきましては、町としてのビジョンを示すことで、計画達成に向けた道筋として施策や事務事業を具体化することが可能となります。行財政運営の強化につきましては、ビジョンや目標が存在することで、実績が計画と乖離した場合の要因分析が可能となり、次に実施すべき施策や事務事業の検討が容易となります。

また、総合計画の策定にあたっては、災害が発生した場合に備え、基本目標4安全安心に暮らせるまちづくりにおいて、必要な施策や事務事業を検討してまいります。また、想定以上の災害が発生した場合でも、計画があるからこそ、ゼロから対応するのではなく、必要な修正をしながら迅速に対応することができると考えております。

②まちの将来像について（2件）

ご意見 No. 3

まちの将来像がつながる力で進化するまちってどういう事ですか？新化という字はおかしいです。どう考えても。こんなフワフワした将来像の町なんて20年後じゃなくても、今でも、自分らしく、心穏やかに暮らしていますよ。「つながる力」を行政にお願いしたいとは思いません。

世界中どの国も予測してなかったコロナウイルスの出現、自然災害の増加、必ず来る南海トラフ。そういう心配はないのでしょうか。今後20年間の基本目標が甘くないですか？

ご意見 No. 4

概要を読みましたが取り立てて目新しい政策は感じられないのに、新化という文言はおかしいと思います。

総合計画2020基本政策の成果は検証をしましたか？町づくりの土台（基礎）がしっかりと出来た上での新化ならば解りますが。検証に基づいた構想でなければ、ただの言葉遊びになってしまいます。本気で良い町にしたいという姿勢もビジョンも伝わってきません。条例改正以前の問題です。

町の考え方・対応 No. 3、4

計画の修正：なし

「つながる力」をまちの将来像としたのは大きく3つの理由がございます。

1つ目は、寒川町の特長と親和性が高いことです。ブランディングの過程で明らかとなりました、寒川の町民性として古くから優しさや穏やかさ、心のつながりを大事にしてきたことが挙げられます。また、幸福学の観点から明らかになりました町民の状況として、住民福祉の増進のために人の「つながり」が効果的である可能性が高いことが挙げられます。

2つ目は、将来の寒川町を取り巻く課題を乗り越える原動力として有効であることです。20年後の寒川町は人口構成などの観点から大きな変化を迎え、様々な課題に直面することが予想されることから、それらを乗り越えるための“原動力”が必要で、様々な「つながり」による力が有効であることが挙げられます。

3つ目は、町民から「つながり」を求める声が多かったことです。基本構想を策定するに当たり、町民ワークショップを実施したところ、「つながり」に対するコメントが特に多く、また、その他の意見についても、つながることで達成しうる状態に関する意見が多いという結果となりました。

以上のことから、この「つながる」ことを寒川町特有の力であると考え、様々な課題解決と、町民の心豊かな暮らしの実現に向かうための原動力と考えました。

そして、その向かう先として、様々なものがつながった状態である、まちの姿を「新化」というキーワードで表しました。

本計画の最終年度である2040年度には、人口減少や少子高齢化による大きな課題に直面するものと予想されており、その中で持続可能な自治体であり続けるためには、前例踏襲型から脱却した柔軟な姿勢がこれまで以上に求められることとなります。

そこで、町民同士、町民と行政、町内と町外という様々なつながりにより、新たな考え方や手法を取り入れ、また生み出しながら、地域課題を解決し、まちの活力を生み出していく。そうしたチャレンジ精神に溢れ、前向きで成長を実感できる状態を、目指すべき理想の状態と考え、「しんか」のキーワードを、進める「進化」や、深める「深化」ではなく、新しく生み出す「新化」として設定いたしました。

また、つながる相手としては町内だけでなく、町外も含めた様々な人や組織、モノとつながり、その技術やカネを上手く活用しながら、さらなる新化、イノベーションを促していくことで、これから

の時代を力強く生き抜いていく魅力ある自治体として、その期待感を町内外に対しても発信する、そんなメッセージ性も込めております。

また、ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大など、誰も予測していなかったことが発生しています。このような大きな災害などには、公助、自助もちろん大切ですが、特に共助として「つながる力」が重要であると考えています。地域内での「つながり」により、弱者を助け合うことなどはもちろんですが、被災していない地域の自治体、企業、医療、または新たなテクノロジーなどをつながることで、災害を乗り越えられると考えています。また、外出自粛や経済の停滞などにより、世界的に様々な価値観や行動が変化することが考えられます。こうした価値観や行動などの変化に合わせ、町は新化し続けることが必要であると改めて認識したところです。

こうしたことから「つながる力で新化するまち」をまちの将来像と掲げ、行政と町民の皆さんが協力しあって、すべての町民の皆さんが心豊かな暮らしを実現できるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

また、寒川町総合計画 2020 の施策及び事務事業の成果や課題を検証したうえで、基本構想（案）を策定しております。今後策定する実施計画につきましても、寒川町総合計画 2020 の検証結果を踏まえるとともに、まちの将来像の実現に向けて策定してまいります。

③基本目標第 1 章について

ご意見 No. 5

文化都市を目指したい。関係するお店が無くなっていく。

町の考え方・対応 No. 5

計画の修正：なし

基本目標 1 の政策 2 「生涯を通じた学びと自己実現の促進」において、寒川町の「穏やかさ」「優しさ」「あたたかさ」を生み出してきた町固有の歴史や文化、伝統を守り、次代に伝えていくとともに、新たな文化の創造をめざしていきます。

④基本目標第 2 章について

ご意見 No. 6

今遣うべき事はコロナウイルスの対策です。このウイルスは何時、終息するかわかりません。この為にお金を予算から使えるようにして下さい。今は守る政治です。町づくり、人づくりは健康が第一です。小出川の土手に散歩道（シルクロード）を作ればお金もかからず一番の健康づくりだと思います。（安全安心。環境よくつながりが出来ます）

町の考え方・対応 No. 6

計画の修正：なし

町民の安全安心を守るため、新型コロナウイルス感染症につきましては、現状や予測から必要な対策に取り組んでまいります。また、具体的な健康づくりについては、実施計画策定において、具体的な取り組みとして施策や事務事業を検討してまいります。

⑥基本目標第4章について

ご意見 No. 7

今回策定された「寒川町総合計画2040基本構想（案）及び寒川町自治基本条例の一部改正」につきまして、賛同いたします。

『寒川町総合計画2040基本構想（案）の第4章第1節に「安全・安心の充実」』の記載と『参考資料寒川町総合計画2040序論◆安全・安心社会について』に記載の通り、今後、これまで以上の規模の地震や水害の発生が予想されるため、これに備えた防災対策が必要と考えます。

また、令和2年度木村町長施政方針〈防災対策の充実〉において、昨年発生した台風15号と19号が関東地方に上陸して各地で甚大な被害をもたらし、町においても倒木や建物被害が発生いたしました。なかでも台風19号では、大雨による城山ダムの緊急放流が重なり、町内では大きな被害とならなかったものの、10カ所の避難所に2,562名の方々が避難されました。

上記を踏まえ、「安全・安心の充実」が記載され「防災」について言及があります。これに対する対策を一步進めて「国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第6版）基本編に記載があります、

1. 国土強靱化の理念

(1) 理念と基本目標である、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来での「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策等。

(2) 防災との違い

- ・どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能等、
- ・救助・救急、医療活動が迅速に行えるとともに、被害者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ・必要不可欠な行政機能は確保する

以上の内容を早期に目指す。という記述を追記することを提案します。

一方で、内閣府「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」～施設等の被害の様相～平成25年12月中央防災会議 首都直下地震対策検討ワーキンググループ

(http://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/taisaku_wg/) の【別添資料2～施設等の被害の様相～】における各種ライフライン被害・復旧想定のとおりでは、ガス（都市ガス）は、中圧ガスに関しては、ガス導管の耐震性が高いため被害が発生する可能性が低く、一部で被害が発生した場合においても、導管ネットワークが冗長化されていることにより、基本的に供給継続されると想定されています。低圧ガス管に関しても、被害が無いことが確認された地域に対しては、地震発生日中に供給が再開されると想定されています。

以上の内容を踏まえて、今後検討される「寒川町総合計画2040基本構想（案）」には非常時の行政機能や医療活動の維持、避難環境生活の確保のために、寒川町役場等行政の重要施設、救急対応病院、災害時の避難所となる建物（学校・公民館等）に災害時でも最低限の事業活動や生活の継続を図るため、エネルギー供給の多重化を目指し、停電時でも機能するガス・コージェネレーションシステム等の分散型電源の導入を進めることを盛り込んでいくことを提言いたします。

今後、具体的な施策への反映をお願いいたします。

町の考え方・対応 No. 7

計画の修正：あり

第4章第1節「安全・安心の充実」

「～このため、町民の生命や財産を守るための対策を進めるとともに、公助の取り組みを進めるだけでなく、～」を

「～このため、町民の生命や財産を守るために、**最悪の事態を念頭に置き、従来での「防災」の範囲を超えた**対策を進めるとともに、公助の取り組みを進めるだけでなく、～」に修正する。

災害は、地域や個人から培ってきたものを一瞬にして奪ってしまうこともあります。

今後、気候変動による局所的短時間豪雨災害等の頻発化・激甚化が懸念されるとともに、南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の巨大地震の発生が懸念されています。

こうした状況の中、安全安心な地域づくりは、地方公共団体に課せられた最も重要な課題の一つであると認識しております。

ご指摘のとおり、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来での「防災」の範囲を超えた対策は必要不可欠であると考え、第4章を一部変更するとともに、ご提言いただいたとおり必要な施設への分散型電源の導入について検討してまいります。

⑦基本目標第5章について

ご意見 No. 8

今迄町政にあまり興味がなかったので地方自治法と言われてもわかりませんでした。しかし寒川町総合計画「20年後の町の将来像」として考えてみました。

寒川町は東京や横浜などに住んでいられる人にはあまり知られていません。名刺交換等をするとう寒川町ってどこにあるのですか？どの辺ですかなどよく聞かれます。寒川神社は皆さん知っておられるのに寒川町を知らないのです。

何もないからです。まず、寒川町を知って頂きましょう。

幸にも田端や倉見に圏央のインターが出来ました。大勢の方が神社に車でお参りにいらっしゃいます。だから其処に「寒川の道の駅」を作るのです。河原には子供達の水遊び場を設け、富士山を眺めながらのカフェテリア、道の駅では地場産の野菜、果物、花、寒川神社の土産等を売ります。障害のある方や高齢の方達にもお手伝い頂いて和気あいあいと明るく活気があり、美味しい自然が売り物の「道の駅」で有名にして行きましょう。高齢の私でも裏方で野菜の袋詰め位は協力できますよ。

町の考え方・対応 No. 8

計画の修正：なし

今後、人口減少や少子高齢化が進行するうえで、年少人口や生産年齢人口の移住定住は喫緊の課題です。移住定住の促進には、寒川町の良さを知っていただくことが効果的であると考えています。ご指摘のとおり、圏央道（さがみ縦貫道路）の2箇所のインターチェンジがあり、多くの方が遠方から寒川神社に来訪していることを活用する必要があることから、基本構想12ページの基本目標5章第3節「産業基盤の整備」において、寒川町固有の歴史と文化や新たな地域資源を生かし、町内外のつながりを生み出す観光の振興を図ることとしています。また、将来の都市構造として、基本構想4ページから7ページに記載しているとおり、3つの拠点を中心に都市機能を効果的に配置することとしています。また、暮らしやすさや町の魅力向上につながる土地利用の方向性とその方針を検討していく地区については、「拠点」に準じた「ゾーン」として位置付けます。道の駅についても、これらを進める効果的な手法となる可能性があるため、関係者などと検討してまいります。

ご意見 No. 9

一昨年の5月、藤沢市から寒川町に越してきました。寒川町は他市と比べてのどかで暮らしやすい印象がありました。今後私も町が発展することを願い、その一員になりたいと思っております。寒川は新幹線の新駅や相鉄線延線の構想がありますが、将来の発展の為に良い目標であると感じております。しかしながら駅を作るにはそこまでの需要がなく、構想のまま計画が頓挫する可能性もあります。そのため、他の地域から寒川に足を運びたいと思うような街づくりが必要不可欠です。他市にいた私の寒川の印象は、寒川神社があるというのみです。寒川神社は町の歴史の象徴とうたっていますが、賑わうのは年に幾度もありません。参拝に来た方々は町の施設を利用するとはあまり考えられず、平塚や海老名、茅ヶ崎や藤沢などに流れて行くことと思います。また寒川神社自体が宗教法人であり、広大な土地を有しているものの固定資産税等は納める義務がなく、町に大きく貢献しているとは言いづらいのが現実です。今後町を発展させていくには、既存の施設や考えに捉われない、みんなが住みたいと思うような魅力的な町づくりが必要です。

現在、どこの町でも力を入れているのが子育て世代に向けた取り組みです。隣の藤沢市などは「主婦が住みたいと思う町」で全国1位に選ばれたことがあるといます。藤沢市は江の島を有する湘南海岸を有するという点もありますが、大型の商業施設が多く、交通のアクセスも良く、大学も多くあるので学生等の若者による活気もあります。しかし昔からそうだったわけではなく、私の小さい頃は畑や田んぼが多く、駅も小さく急行電車もあまり止まりませんでした。藤沢市は将来に向けて町を開発し、駅を発展させ、大学を誘致し、今のように賑わっているのだと思います。

ご意見 No. 10

宮山駅から寒川神社にお参りに来た来訪者をそのまま帰るのではなく、町の特色（緑、花、野菜、果物…等）を使い魅力ある場所を寒川駅に繋げて、町を横断する道順を作り上げていき、町外の来訪者が少しでも長く町に滞在する様、考えたい。

町の考え方・対応 No. 9、10

計画の修正：なし

寒川町固有の歴史と文化や新たな地域資源を生かし、町内外のつながりを生み出すことで、観光の振興を図ってまいります。ご指摘のとおり、寒川神社への参拝者が町内に滞在していただく対策が効果的であると考えております。

寒川町総合計画 2040 では、暮らしやすさや町の魅力向上につながる土地利用の方向性とその方針を検討していく地区については、新たに拠点に準じた「ゾーン」として位置付けています。

寒川神社の周辺には、公共施設が集積していることやイベントが頻繁に開催され、多くの人々方が交流を深めています。これらの地域特性を生かして、町内の賑わいと町外との交流を創出することで、地域の活性化資源として活用するため、この地区を「にぎわい交流創出ゾーン」と位置付け、町外の来訪者が町に滞在していただく土地利用の方向性とその方針を検討してまいります。

その検討にあたっては、寒川町の特徴を捉え、長期的な視点に立ち、既存の考えに捉われず、町民や町内外の民間などとのつながる力で新化しながら住んで良かった、住みたいと思っただけけるような魅力的なまちづくりを進めてまいります。

⑧基本目標第6章について

ご意見 No. 1 1

寒川は、今は何もありません。しかし何もなければ、大きな伸びしろがあるのだと思います。新しい駅を招致し、足を運びたいと思う魅力的な町を作る為に、具体的な計画が必要です。2040年の構想を練る為には、未来型の思考が必要です。寒川町はご年配の方が多という印象もあります。自治会に参加してみて、その傾向が顕著に見られました。町の将来の為にそういった方の意見も必要ですが、それより多く若い意見が大変重要だと思います。私の世代よりも若く、中高生くらいの子供たちがこの町をどのような町にしていきたいのか。伝統や慣習に捉われない考え方が必要です。それが現実的な意見ではなかったとしても、自由に将来の夢を語れる場があると非常に良いと思います。

また自治会についてですが、諸々の集金や地元の祭り、役員の選出に大きなストレスを感じている方が多いように感じます。また会議で決まっていることは相応の強制力もある為、任意であっても断れないのが現実です。神社の祭りは神道でない方の参加を強制するのも旧体制的であるように強く感じます。ある方は自治体を通して町を運営しなければいけないという使命感を語っていました。しかし、町を運営するのは市区町村、つまり寒川町の地方自治体であり、各班などの自治体ではないと考えます。ここでもまた、従来の考えや伝統に捉われない柔軟な自治体作りが必要かと思えます。

町の考え方・対応 No. 1 1

計画の修正：なし

つながる力の促進に向け、地域における新たなコミュニティの創出や町民と町のコミュニケーションの円滑化を進めていくこととしています。

ご指摘のとおり、町が主催するワークショップへの参加や各種アンケートの返答において、比較的若い方々が少ない状況です。現在は、若者会議『まちびとすたいる』や『「高座」のこころ。実行委員会』が発足し、団体に参画されている若い方々とのコミュニケーションが図られています。また、一部の中学校では、町の将来を考えるワークショップを通じて意見の把握を行っています。今後も、このような機会を捉え、若い方々の声も踏まえてまちづくりを進めてまいります。

⑨自治基本条例について

ご意見 No. 1 2

自治基本条例第 6 条を改正するという件ですが、改正の必要はないと思います。その条例文の中に赤字の加筆文はすべて網羅されています。最上位計画の総合計画を立てるにあたって支障をきたすならば、自治基本条例の改正ではなく、総合計画策定に関して、新たに条例を作ればよいと思います。

ご意見 No. 1 3

寒川町自治基本条例は改正すべきではない。条例は地方公共団体が自主的につくるものであって、町民主体の自治の実現を図ることを目的とした条例であれば、町長も議員も必要ない。各自治会の代表が対応すればよい。

ご意見 No. 1 4

自治基本条例第 6 条の加筆など、改正してもしなくても大差ないのではないのでしょうか。それより住民投票をなぜやらないのですか。自治基本条例に書いてありますよね。

町の考え方・対応 No. 1 2、1 3、1 4

条例の修正：なし

自治基本条例の一部改正の背景として、国と地方の役割分担を見直す中で、平成 23 年に地方自治法が一部改正され、基本構想の法的な策定義務が廃止されました。そのため、総合計画の必要性、位置付けの必要性、議決の必要性について検討した結果、町政運営全体が恣意的で計画性のないものとならないようにするために、改めて総合計画を策定することとしました。また、自治基本条例に総合計画策定の根拠を位置付けることで、町の最上位計画としての役割を明確にしましたので、ご理解いただきますようお願いいたします。

また、ご指摘のとおり、自治基本条例において、まちづくりに関する重要事項の決定について、直接住民の意思を確認するために住民投票を行うことができることとしています。これまで、住民の意思を確認する手法として、パブリックコメント、選挙、ワークショップ、説明会、懇談会などを実施してまいりましたが、住民投票条例につきましても、制定するために解決すべき論点や、他自治体の事例を研究していく中で、多くの課題が浮上し、今後もさらに研究調査を重ねる必要があることから、現段階では制定の見通しは立っておりませんので、ご理解くださいますようお願いいたします。

ご意見 No. 1 5

現在の自治条例は総合計画について第 2 0 条に突然記載されており、今回第 6 条で総合計画として作成することを記載することは条例としても整った形になると思います。

町の考え方・対応 No. 1 5

計画の修正：なし

自治基本条例第 5 条で掲げている「まちづくりの指針」を実現させるための行政側の責務を規定した第 6 条での位置づけが適切であると判断いたしました。

⑨自治基本条例について（「⑥基本目標第4章について」にも関連）

ご意見 No. 16

1、提案要旨

（1）寒川町自治基本条例の

- ・第1条には、「…町民主体の自治の実現を図ることを目的とする。」と定義されております。
- ・第5条第8号には、「誰もが安心して暮らせるまちづくり。」と記載されております。
- ・第20条には、「…総合計画その他の重要な計画、重要な条例等の…」と記載されております。

（2）国民・市民・町民の生命と財産を守るために自治体があると理解しております。

（3）「賢者は歴史に学び、愚者は体験に学ぶ」と言われております。

例えば、町民の生命と財産を一瞬にして失う昨年度の台風19号等自然災害による町民の不安対策が現在の総合計画に見当りません。

（4）第6条を

「町は、まちづくりの指針を実現するため、総合計画その他の重要な計画 等（町の目指す将来像を明らかにするための基本構想及びこれを計画的に実現するための町の総合的な方向性を示した計画）に基づいて必要な施策を講じるとともに、適切な町政運営に努めなければなりません。」と、本条例第20条記載の同様趣旨の「総合計画」に一致させて、青書きにした方がよろしいかと思ます。

2、パブリックコメントの内容

第6条（改正案：赤字部の加筆）についてのパブリックコメント

「町は、まちづくりの指針を実現するため、総合計画（町の目指す将来像を明らかにするための基本構想及びこれを計画的に実現するための町の総合的な方向性を示した計画）に基づいて必要な施策を講じるとともに、適切な町政運営に努めなければなりません。」

3、理由

（1）昨年度台風19号の事例

・気象庁より事前に数日前より「19号は、50年に1度の風速、雨量の大きな台風です。万全な備えを」、との報道がありました。

・相模湾の満潮は18時との報道もありました。当日城山ダム18時緊急放流、その後、21時頃放流との報道がありました。

・その後、20時30分頃、城山ダム、宮が瀬ダムの放流がありました。

・NHKニュースで相模川神川橋定点カメラの満水状態が30分毎に報道され、寒川町の雨量は、幸いたいしたことなく、台風が通過しました。寒川町政の御蔭と感謝しました。

・事後、城山ダム管理者は、「相模川満水時、緊急放流したのは、始めてです。との反省の新聞報道がありました。その後の伝言によると、気象庁が50年に1度の大きな台風がくるとの発表を理解し数日前にダムの水位を下げる常識的工程をしていたようでした。人には、失敗はつきものです。また、人事異動で忘れた頃発生するものです。

・神川橋の堤防の高さは、低いことが判りました。これら町民の生命と財産を失う可能性の高い事象について、住民の最重要課題について、町民に全く報道されておりません。総合計画にも見当たりません。昔、寒中まで第3堤防までありました。温暖化で毎年豪雨が発生します。相模川は、1級河川で国土省の管轄と楽観視している職員もいます。犠牲者は、町民です。

・翌朝、長野県千曲川流域は、台風19号通過後一息ついた後、千曲川の堤防決壊が発生し水深3mの洪水が市中にきたので、2階まで水位がきたとの報道がありました。

この結果、市民の多数の者は一瞬にして生命や、財産を失いました。このとき多数の世帯から多量

の家財がゴミとなり出ました。千曲川の流路は、S字状になっており、市民の誰もが問題意識を持たず、流路を直線化していれば事前解決できた課題でした。

(2) 納税による利害関係人は、住民である町民の事例

①東日本大震災による福島原発の事例

・福島原発に隣接して宮城県に女川原発があります。女川原発は、原発の常識的津波対策として13mの防潮堤を建設していたため、水爆事故が発生しませんでした。

・先日のNHK検証報道で福島原発の東電は、津波対策の必要性を知らずながら工事費の問題で決着しませんでした。

この結果、津波により動力系が水没し、冷却系が動作停止となり、水爆事故が発生し、福島県民は、放射能問題で住めなくなりました。

・福島県民には、女川原発を見学し、13mの防潮堤のあることに気づき、13mの防潮堤の必要性を提案していた、県民・市民・町民がいたと思います。

この提案に対する検討を国の問題と検討せず、この結果町民が犠牲者となっております。

②利根川決壊による常総市水難の事例

・2年前、利根川の決壊により常総市役所が水難にあい、動力系が水没で市民への決壊通報できなく、市民は、避難できませんでした。この結果、ヘリによる救出となりました。

・この常総市役所ケースを反省した東京都庁は、即日動力系を、5階に移動工事したとのことでした。

以上説明しましたように町民にとりまして重要な安全安心なまちづくりも重要な事項と考えます。

町の考え方・対応 No.16

計画の修正：あり

自治基本条例第6条に総合計画策定の根拠を位置付けることで、町の最上位計画としての役割を明確にしておりますので、本条令第20条への位置付けとは異なるためご理解いただきますようお願いいたします。

なお、総合計画に町民の生命と財産を一瞬にして失う自然災害への対策が見当たらないということですが、基本目標第4章に「安全・安心に暮らせるまちづくり」を位置付け、町民を様々な自然災害や事故・犯罪等から守り、安全・安心に暮らせる生活の場を、自助・共助・公助の力により作り出すこととしております。

また、「ご意見 No.7」及び「町の考え・対応 No.7」のとおり、今後、気候変動による局所的短時間豪雨災害等はますます頻発化・激甚化することや南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の巨大地震の発生が懸念されていることから、第4章第1節に「最悪の事態を念頭に置き、従来での「防災」の範囲を超えた対策を進めるとともに、」を追記するとともに、今後策定する実施計画において、直近4年間で実施する具体的な取り組みを検討してまいります。